

(別記様式)

特定間伐等促進計画

有田町

令和3年4月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、25,000ha（年平均2,500ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で75ha（年平均7.5ha）の間伐を行うことを、本町特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

別紙1による。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

森林施業の共同化を進めることについては、集落懇談会等の開催や林業の普及・啓発活動を通じて森林所有者間の合意形成を図り、森林経営計画の作成とそれに基づく間伐等の森林整備の推進を図る。

また、森林所有者及び不在村森林所有者については、森林組合等により森林経営計画制度の普及、啓発活動を強化する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

町内の森林施業の主たる事業体である伊万里西松浦森林組合において、施業の団地集約化と並行して施業地の特性に応じた合理的な路網整備の推進を図る。

高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着を図る。

6 間伐材の利用の推進

本町では年間を通じて原木を安定的に生産する体制が十分に整備されていないため、今後、低コスト生産を促進しつつ、森林経営計画等に即して安定的な木材生産に取り組むとともに木材市場と連携し、製材工場等のニーズに対応できるサプライチェーンを構築することで効率的な素材供給体制を図っていく。

7 人材の育成・確保等

森林組合においては、木材生産の安定確保に対応し、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者の育成を図るため、県等の実施する研修会等への積極的な参加を促し、必要な技能資格取得を奨励する。

また、労務班員の安全衛生の確保、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努めることにする。